

安倍内閣における「専守防衛」の定義に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年三月十三日

小西洋之

参議院議長 山崎正昭殿



安倍内閣における「専守防衛」の定義に関する質問主意書

一 二〇一四年七月一日における閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（以下「七・一閣議決定」という。）以前の安倍内閣における「専守防衛」という用語の定義について示されたい。

それは、「専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう。」とする従来の政府見解と同一か。

二 七・一閣議決定以降の安倍内閣における「専守防衛」という用語の定義について示されたい。その際、当該定義が前記一で答弁したものと内容的に異なる場合は、その異なる箇所とその理由を示されたい。

なお、七・一閣議決定において、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する国際法上の権利」と定義される集団的自衛権の行使について容認していることから、前記一で示した従来の政府見解中の「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、」という箇所については、七・一閣議決定以降の安倍内閣における防衛戦略の

姿勢の在り方と矛盾するものと考えるところ、この点についても、どのように考えるか示されたい。

右質問する。